

**地縁による団体の認可  
(自治会町内会の法人化) の手引き**

**自治会町内会**

令和3年11月

**横浜市市民局**

# 目 次

## 地縁による団体の認可制度について

ページ

1	地縁による団体の認可制度の手続き	1
2	認可申請様式	8
3	印鑑関係様式	16
4	地縁による団体の認可等手続きフロー	23
5	自治会町内会規約（会則）【例】	26
6	議事録作成要領	32
7	認可地縁団体に関するよくある質問	34
8	地方自治法（抜粋）	36
9	横浜市認可地縁団体印鑑条例	43

# 地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化）の手続き

地縁による団体の認可申請には、以下の内容を満たさなければなりません。必ず申請前にご確認のうえ、区役所地域振興課へご相談ください。

- 1 相当数の考え方（申請予定の区域にお住まいの方の概ね4割以上の加入が必要です。）
- 2 安定的な運営（安定的に存在したと認められる期間（3年程度）が必要です。）
- 3 表決権の取扱（世帯から個人となることで、総会運営方法がこれまでと大きく変わります。例えば、世帯ごとに委任状を取っていたものが個人ごとに委任状が必要となります。）
- 4 構成員名簿の更新（構成員に変動があった場合は更新が必要です。）
- 5 財産目録の作成・更新（認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録の作成が必要です。）
- 6 規約の変更（現状の規約は使用できず、変更が必要となる場合がほとんどです。新たに作成した規約案は、申請前に必ず区役所地域振興課へ相談してください。）
- 7 総会での議決（上記1から6を会員に説明したうえで、法人化することについて総会で議決を取ってください。）

※認可地縁団体となってから「個人単位で総会を開くのが難しい」、「構成員名簿を更新する作業ができない」といった相談も受けています。上記の内容をしっかりと確認し、今後必要となる事務作業などを考慮したうえで、認可申請を行ってください。

## 1 認可制度について

この認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

今般、令和3年11月26日施行の第11次地方分権一括法による地方自治法の改正で、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

## 2 対象団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会町内会を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

☆ 例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

☆ 例えば、老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

## 3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。《地方自治法第260条の2第2項》

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及

び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると思われること

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

(4) 規約を定めていること

#### 4 認可申請の事前準備

地縁による団体の認可(法人化)申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否の意志決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定等を審議し、団体の意志決定をします。なお、財産を保有している場合は、合わせて保有する財産についても団体の意志決定が必要です。

また、認可申請の意志決定と規約の決定等の意志決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

##### (1) 規約の整備（定めなければならない事項）

###### ア 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を円滑に行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

###### イ 名称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないください。

###### ウ 区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

なお、区域を確定する際、隣接自治会町内会の了解は不要です。

###### エ 主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」と定めることもできます。

###### オ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

###### カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第260条の5から同法第260条の10の規定が適用されます。

#### キ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。また、地方自治法第260条の13から同法第260条の19の規定が適用されます。

#### ク 資産に関する事項

保有する財産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第260条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられています。作成に当たり、負債財産は規定する必要はなく、保有する財産の構成は「別に定める財産目録記載の資産」としても構いません。

なお、解散時に財産を保有している場合、その残余財産の帰属先は規約で指定した者と法第260条の31第1項に規定されていることから、認可申請時点で財産を保有していなくても、資産に関する事項を規約に定めてください。

#### (2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定してください。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

#### (3) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録の作成が必要です。第11次地方分権一括法による法改正で、不動産の保有又は保有の予定は認可要件ではなくなりましたが、財産目録は作成する必要があります。

#### (4) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者を決定してください。

### 5 認可申請手続き

認可申請書（様式1）に次の資料を添付し、当該地縁団体の代表者が当該地縁団体の区域を所管する区長に対して申請します。

#### (1) 規 約 [ 4 - (1) の事項を定めたもの ]

☆ 旧規約も添付してください。

#### (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの

#### (3) 構成員名簿（様式2）

ア 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの。

イ 世帯単位ではなく、構成員個人名が記載されているもの。

ウ 当該区域の住民の相当数（原則として概ね4割以上）の構成員が記載されているもの。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

☆ 認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名押印のある総会の議事録の写し、並びにこれについて代表者が承諾したことを証する署名のある承諾書(様式3)

(6) その他

ア 規約で定める区域を示した図面

イ 規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの

## 6 申請にあたっての注意点

(1) 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定等についても審議し、決議してください。なお、財産を保有している場合は、合わせて保有する財産についても団体の意志決定が必要です。

(2) 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。

なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、必ず区役所地域振興課にご相談ください。

(3) 認可を受けた団体は、地方自治法の関係規定が適用されるとともに、一般社団・財団法人法の規定の一部が適用されます。

## 7 認可告示及びその後の手続き等

### (1) 認可告示及び認可通知

認可申請の受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定します。その後、告示(「横浜市報」への登載による。)を行います。認可申請をされた団体に対しては、「横浜市報」の写し(または告示文の写し)を添付した認可指令書が届きます。

### (2) 証明書の交付

ア 証明書は証明書交付申請書(様式7)による請求に基づき、交付します。

イ 証明書の手数料は1通300円です。

ウ 請求は郵送でもできますが、別途郵送料(郵便切手貼付の返信封筒)が必要になります。

### (3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、区長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に

対抗することはできません。

#### (4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、区長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局等に御確認ください。

#### (5) 認可地縁団体の義務

ア 認可された地縁団体は、告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、区長へ届け出なければなりません。

☆ 告示事項を変更した場合 → 「告示事項変更届出書」（様式8）

イ 規約を変更した場合は、区長へ申請を行い、認可を受けなければ効力を発しません。

☆ 規約を変更した場合 → 「規約変更認可申請書」（様式10）

ウ 認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。

エ 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。（名簿は施錠できる場所に保管し、閲覧制限をしっかりと行ってください。）

オ 解散等をした場合は、区長へ届け出なければなりません。

何らかの理由により、認可地縁団体である自治会町内会を分割したり、他の団体と合併するような場合は、地方自治法上解散の取扱になり、地方自治法に定められた手続が必要になります。必要な手続を怠ると過料に処せられる場合がありますので、注意が必要です。認可地縁団体となっている自治会町内会を解散する場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

#### (6) 各種税金関係

認可を受けた地縁団体は、税金関係の取扱は基本的には認可前と変わりません。なお、詳細はそれぞれの所轄機関にお問い合わせください。

### 8 認可地縁団体の印鑑登録

横浜市認可地縁団体印鑑条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、不動産等の登記に必要な代表者の印鑑を登録することができます。ただし、代表者等に変更が生じた場合は、自動的に印鑑の登録が抹消されますので、御注意ください。

#### (1) 代表者の印鑑登録

ア 登録手続きができる人（条例第2条）

(ア) 認可地縁団体の代表者

(イ) 代表者以外の場合

i 職務代行者（地方自治法施行規則第19条第1項第1号へ）

ii 仮代表者（同法第260条の9）

iii 特別代理人（同法第260条の10）

iv 清算人（同法第260条の24）

イ 登録申請

(ア) 登録資格者が、自ら区長に申請します。(条例第3条)

(イ) 登録手続きに必要なもの

i 印鑑登録申請書(第1号様式)

ii 登録しようとする認可地縁団体印鑑(以下「団体印鑑」)

iii 登録資格者が、住民として登録している印鑑(以下「個人印鑑」)及び印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)

iv 申請書の本人確認資料

(ウ) 登録できる印鑑(条例第2条、第4条)

i 印影の大きさが8mmの正方形に収まらず、30mmの正方形に収まるもの。

ii 代表者の個人の氏(名)又は団体の名称及び代表者が記載されているもの。  
ただし、個人印鑑は、団体印鑑として登録できません。

iii 印鑑数は、1認可地縁団体につき1個です。

## (2) 印鑑登録証明書

### ア 交付申請

(ア) 登録者が、自ら区長に申請します。(条例第10条)

(イ) 申請に必要なもの

i 印鑑登録証明書交付申請書(第6号様式)

ii 団体印鑑(登録印鑑)

iii 申請書の本人確認資料

### イ 証明内容

(ア) 団体印鑑の印影

(イ) 認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

(ウ) 登録者の資格、氏名及び生年月日

### ウ 証明書発行手数料

手数料は1通300円です。(横浜市手数料条例：印鑑に関する証明を適用)

## (3) 登録事項の修正等

### ア 登録の廃止(条例第7条第1項)

(ア) 登録者が、自ら区長に申請します。

(イ) 申請に必要なもの

i 印鑑登録廃止申請書(第3号様式)

ii 団体印鑑

iii 個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)

iv 申請者の本人確認資料

(ウ) その他

認可地縁団体が団体印鑑を改印したい場合には、登録の廃止を行い、新規の登録を行うこととなります。なお、この2つの申請を同時に行う場合には、個人印鑑の印鑑登録証明書は1通で構いません。



## イ 登録印鑑の亡失

(ア) 登録者が、自ら区長に届出ます。

(イ) 申請に必要なもの

- i 登録印鑑亡失届出書（第4号様式）
- ii 個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
- iii 申請者の本人確認資料

## ウ 登録の抹消（条例第8条）

登録の抹消は次の事由のときに行います。

(ア) 登録の廃止の申請又は登録印鑑の亡失の届出を受理したとき

(イ) 代表者等が変更したとき

(ウ) 認可地縁団体が解散したとき

(エ) 認可地縁団体の名称や代表者等の氏名が変更した場合で、団体印鑑の印影が不適当なものとなったとき

(オ) その他抹消すべき事由が発生したとき

## (4) 代理人の申請等（条例第13条）

印鑑に関する登録の申請、登録の廃止の申請、印鑑の亡失の届出及び印鑑登録証明書の交付申請は、当該認可地縁団体が、代理人を選任し、この事項を委任している場合（代理人は告示している場合に限りません。）は、その代理人に申請等をさせることができます。

この場合、代理人による申請は、委任している旨を証明する書面及び代理人の本人確認資料を必要とし、併せて証明書交付申請を除き、個人印鑑の押印及び個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）の添付が必要です。

(様式1)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けた  
いので、必要書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを  
記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類



(様式3)

# 承 諾 書

わたしは \_\_\_\_\_ の代表者となることを承諾します。

年 月 日

代表者名 (自署)

---

(様式 7)

## 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

住 所

氏 名

次のとおり、認可地縁団体の告示事項について証明書の交付を受けたいので、地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により申請します。

1 請求に係る認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

2 証明書部数 部

(様式8)

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(様式 10)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式 12)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 解 散 届 出 書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

- 1 解散の事由
- 2 解散の年月日
- 3 清算人の住所及び氏名
- 4 財産の帰属（地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定による市長の認可の要否）
- 5 添付書類  
解散を総会で議決したことを証する書類



(様式 14)

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 清 算 結 了 届 出 書

年 月 日に解散の届出をした、当団体は、年 月 日に清算が終了しましたので地方自治法第 260 条の 33 の規定により届け出ます。







# 登録印鑑亡失届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市 区長

名 称			
所 在 地			
登録者の資格			
氏 名	ⓐ	年 月 日生	
住 所			
届 出 者	本 人	氏 名	
	代 理 人	住 所	
		氏 名	

第5号様式（第5条）

第 号  
年 月 日

## 印鑑登録抹消通知書

所在地

名称

印鑑登録者の氏名 様

横浜市 区長

印

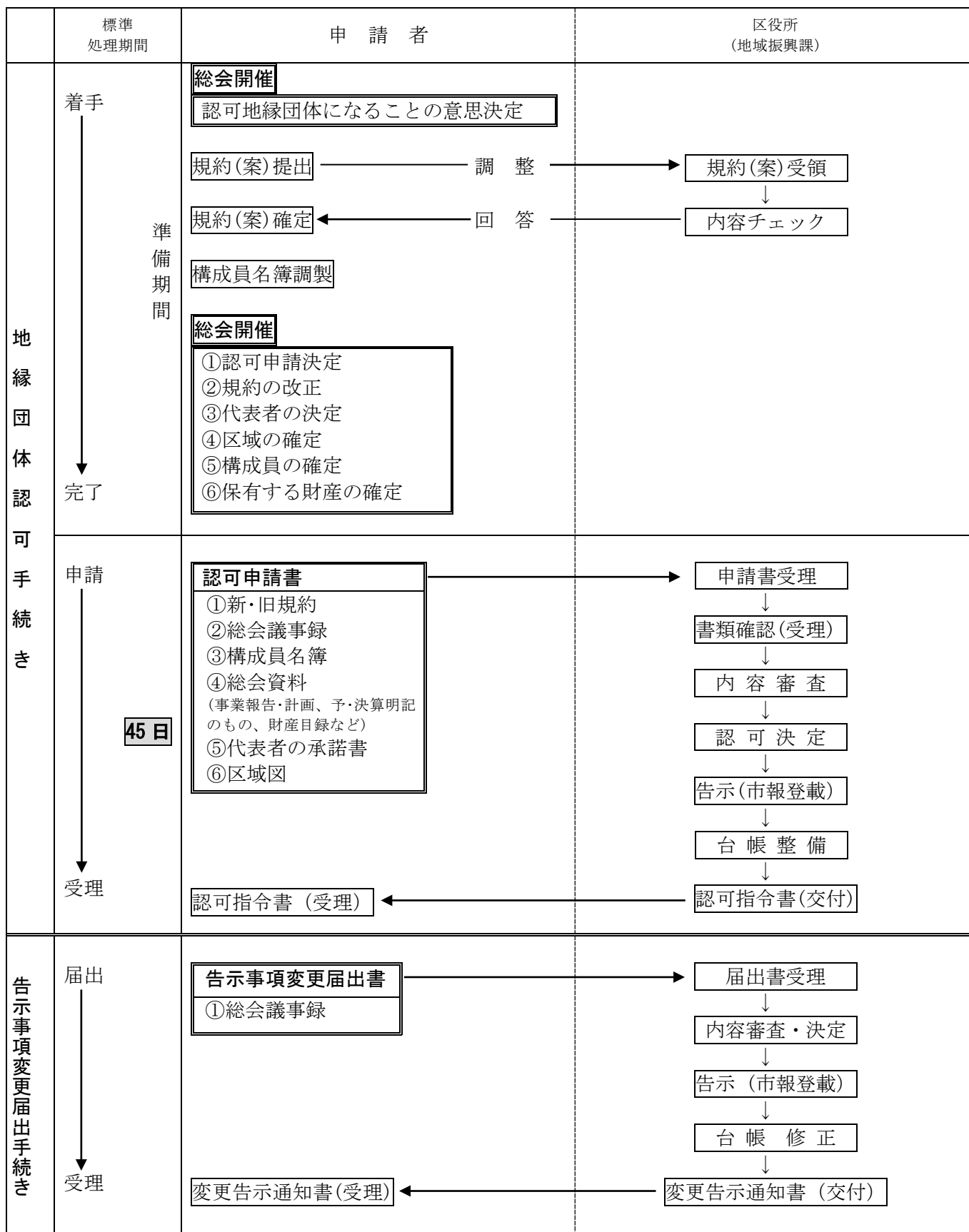
横浜市認可地縁団体印鑑条例第8条第1項第 号の規定に基づき 年 月 日に、印鑑の登録を抹消しましたので、通知します。

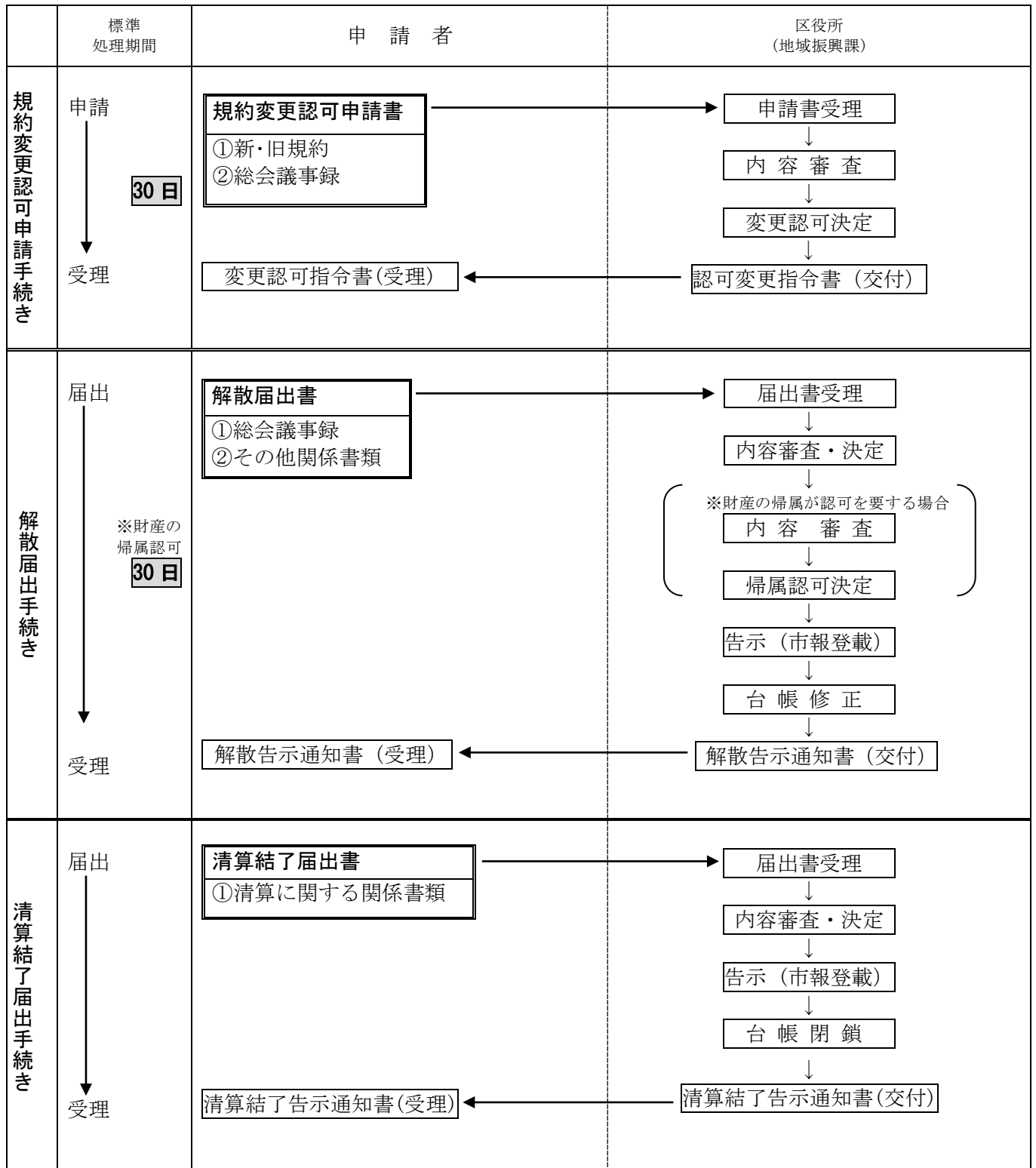






# 地縁による団体の認可等手続きフロー





	標準 処理期間	申 請 者	区役所 (地域振興課)
印鑑登録申請手続き	申請 ↓ 完了	<b>印鑑登録申請書</b> ①印鑑 (団体・個人) ②印鑑登録証明書 (代表者個人のもの、 発行後3か月以内)  登録完了	申請書受理 本人確認 ↓ 内容審査 ↓ ↓ 原票押印 ↓ 原票作成
	申請 ↓ 完了	<b>印鑑登録廃止申請書</b> ①印鑑 (団体・個人) ②印鑑登録証明書 (代表者個人のもの、 発行後3か月以内)  廃止完了	申請書受理 本人確認 ↓ 内容審査 ↓ 原票廃止 ↓ 除原票
印鑑登録亡失届出手続き	届出 ↓ 完了	<b>登録印鑑亡失届出書</b> ①印鑑 (個人) ②印鑑登録証明書 (代表者個人のもの、 発行後3か月以内)  廃止完了	届出書受理 本人確認 ↓ 内容審査 ↓ 原票廃止 ↓ 除原票
証明書交付申請手続き	地縁団体台帳の写し ↓ 申請 3日 ↓ 受理	<b>証明書交付申請書</b>  証明書受理  ※手数料 300円	申請書受理 ↓ 内容審査 ↓ 証明書作成(交付) ↓ 証明書受理
	印鑑登録証明書 ↓ 申請 ↓ 受理	<b>印鑑登録証明書交付申請書</b> ①印鑑 (団体)  証明書受理  ※手数料 300円	申請書受理 本人確認 ↓ 内容審査 ↓ 証明書作成(交付) ↓ 証明書受理

# 〇〇自治会（町内会）規約（会則）[例]

\* 地方自治法上、規約・会則などの名称についての制約はありません。

## 第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号に置く。

\* 名称は、特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないでください。

\* 「主たる事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

\* 主たる事務所は特に制限はありませんが、地方自治法第260条の2第15項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条の準用により、この所在地が団体の正式な住所となります。

（区域）

第2条 本会の区域は、横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

\* 町、字、住居表示又は番地で表示するようにします。

（会員）

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

\* 団体の区域に住所を有するものは全て会員になれること及び正当な理由がなければ入会を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。

\* 会員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。

\* 法人や団体は会員にはなれませんが、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加することは可能です。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する目的とし、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関する事

(2) 清掃、美化等の環境整備に関する事

(3) 防災、防火、交通安全に関する事

(4) 住民相互の連絡、広報に関する事

(5) 〇〇会館の維持管理に関する事

(6) ……（以下事業をできるだけ具体的に明記する。）

\* 良好な地域社会の維持及び形成に資するため、広く地域的な共同活動を行うことが必要となります。

\* 団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めるようにしま

す。

\* その他、「会費」等についても規定するようにします。(細則等の規定によることも可能です。)

## 第2章 役員

(役員の種類別)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

\* 地方自治法第260条の5により、会長(代表者)は1人を必ず選出する必要があります。また、地方自治法第260条の11により、監事は複数人置くことが適当です。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

\* 役員は、総会で選任する必要があります。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

\* 代表権の制限等については、地方自治法第260条の6から第260条の10に規定されています。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

\* 副会長による会長の職務代理は、法律行為には及び得ないようにしてください。

3 監事は、次の業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
- (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求すること。

\* 監事の職務については、地方自治法第260条の12に規定されています。

\* その他の役員の仕事も、できるだけ具体的に明記します。

(役員任期)

第8条 役員任期は〇年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

\* 役員任期については、法律上特に制約はありません。

\* 事務執行上支障が生じないように、第3項の規定を定めることもできます。

(役員解任)

第9条 役員が規約(会則)に違反したとき、又は本会の名誉を傷つける行為があったとき、又は職務の遂行に堪えない状況にあると認めるときは、総会の議決により解任することができる。

\* 役員選任について総会の議決としていることから、解任についても、総会の議決によるのが適当です。このとき、本人に弁明の機会を与えることに配慮してください。

### 第3章 総会

\* 総会の表決権は、個人ごとになります。

(総会の構成)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

\* 地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回会員の通常総会を開催する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 第7条第3項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

\* 地方自治法第260条の12及び第260条の14の規定により、臨時総会を開催することができるようになります。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、この規約(会則)に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

\* 地方自治法第260条の16の規定により、団体の事務は規約(会則)をもって代表者又はその他の役員に委任したものを除き総会の議決により行うこととなります。

\* 地方自治法第260条の17の規定により、総会の議決事項は開催通知であらかじめ通知した事項となります。そうしないと、通知事項を信じて出席しない会員から表決に参加する機会を奪うこととなります。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第12条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

\* 総会開催通知は、開催日まで余裕をもって発送しますが、地方自治法第260条の15の規定により少なくとも5日前までに通知する必要があります。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

\* 総会の定足数は、開会の際に必要なのみならず、総会の継続のためにも必要とされます。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、この規約(会則)に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

\* 地方自治法第 260 条の 3 第 1 項及び第 260 条の 21 の規定などのように、特別多数決が必要な場合があります。

(総会における会員の表決権等)

第 18 条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第 16 条（総会の定足数）及び第 17 条（総会の議決）の適用については、その会員は出席したものとみなす。

\* 地方自治法第 260 条の 18 第 2 項の規定により、書面による表決や代理人による表決も可能です。

\* 地方自治法第 260 条の 18 第 3 項の規定により、電磁的方法による表決も可能です。この電磁的方法による表決とは、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決などが考えられます。なお、電磁的方法による表決を規約で定めないことも可能ですが、その場合は電磁的方法による表決はできません。

\* 総会の場所を確保せず、直接集まって意見を述べたい会員にその機会を設けない「書面による総会」の開催は、法に定めがないことから、認められません。なお、出席者が一堂に会するのと同等に、相互に議論できる環境であれば、Web 会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と解されます。

\* 地方自治法第 260 条の 19 の規定により、議決事項によっては表決権を有しない場合があります。

(総会の議事録)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇人以上の署名押印をしなければならない。

\* 総会以外の日常の会議（班長会等）の運営についても規定しておきます。

## 第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 20 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

\* 監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。

(役員会の権能)

第 21 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

\* 地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当

です。

(役員会の招集等)

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 23 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 24 条 役員会には、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 27 条 本会の資産で第 25 条第 1 項第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

\* 団体の不動産等資産を処分又は担保に供するような場合は、総会の特別多数決により議決することが適当です。

(経費の支弁)

第 28 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

\* 経費の執行については、「事業計画及び予算」、「事業報告及び決算」などの規定を設ける必要があります。日常の会計処理の手続については、細則などを設けることも可能です。

## 第 6 章 規約の変更及び解散

(規約(会則)の変更)

第 30 条 この規約(会則)は、総会において全会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、横浜市○○区長の認可を受けなければ変更することはできない。

\* 地方自治法第 260 条の 3 の規定により、原則として総構成員の 4 分の 3 以上の同意が必要です。



ただし、横浜市においては、地域の実情に応じて3分の2までは引き下げ可能としています。

また、規約の変更は、区長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(解散)

第31条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

\* 地方自治法第260条の21の規定により、原則として総構成員の4分の3以上の賛成が必要です。

ただし、横浜市においては、地域の実情に応じて3分の2までは引き下げ可能としています。

(残余財産の処分)

第32条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

\* 地方自治法第260条の31に規定されています。

## 第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第33条 本会の主たる事務所には、規約(会則)、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

\* 地方自治法第260条の4の規定により、団体は財産目録及び構成員(会員)名簿を整備する必要があります。

(委任)

第34条 この規約(会則)の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約(会則)は、〇〇年〇月〇日から施行する。

# 議事録作成要領

## 〇〇年度△△自治会（町内会）総会議事録

### 1 日時

〇〇年△△月▽▽日午後◎時から午後●時まで

### 2 会場

▲▲地区センター

### 3 総会当日会員総数

〇〇人

### 4 総会出席者数

△△人

内訳 本人出席者 △△人  
委任状提出者 ▽▽人  
(書面表決者 ●●人)

### 5 議案

- (1) 第〇号議案 法人化の認可申請について
- (2) 第〇号議案 代表者の決定について
- (3) 第〇号議案 規約（会則）の改正について
- (4) 第〇号議案 構成員の確定について
- (5) 第〇号議案 財産目録の確定について

### 6 議長の選出（規約（会則）に基づき選出します。）

規約（会則）第〇条により△△を議長に選任した。

### 7 総会成立の審査

規約（会則）第◎条により、総会当日会員総数〇〇人のうち、出席△△人、委任状▽▽人（書面表決▲▲）欠席▼▼人で出席者及び委任状提出者（書面表決者）の合計が◎◎◎人であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。

8 議事録署名人の選出

議長の△△及び会員の▽▽を議事録署名人に選出した。

9 議事の審議内容

(1) 議案（提案）内容

議案内容を具体的に記載します。法人化の認可申請の議案では、申請目的を明記してください。

申請目的を記載する際は、下記《議事録のチェックポイント》の3を参考にしてください。

(2) 審議内容

質疑応答を具体的に記載します。

10 議決の状況

(1) 第○号議案の法人化の認可申請については、規約（会則）第△条により、出席者△△人のうち、賛成▽▽人、反対▼▼人で、可決された。

(2) 第○号議案の代表者の決定については、・・・・・・・・・・

※1 出席者及び賛成並びに反対には、委任状（書面表決）の数を計上します。

※2 総会定足数と議決数とは、別の概念であることに御留意ください。

特に、議決数には、対出席者数でなく「会員総数の4分の3以上の議決を要する。」といった特別多数の議決を要することがあることに御留意ください。

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

〇〇年△△月▽▽日

総 会 議 長 ◎◎ ○○ 印

議事録署名人 ▽▽ △△ 印

《議事録のチェックポイント》

- 1 総会が、規約（会則）にのっとり民主的に行われていることを確認してください。
- 2 作成年月日は、議事録の作成日であるから議長及び議事録署名人が署名、押印した日となります。
- 3 法人化の認可申請の議案に記載する申請目的の例として、以下が挙げられます。  
①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得、など

## 認可地縁団体に関するよくある質問

### Q 1. 認可地縁団体とは何ですか。

平成3年地方自治法の一部改正により、一定の手続きの下に、市町村(横浜市の場合は区)の認可を受ければ、法人格を取得できるようになり、不動産等を自治会町内会の名義で登記することが可能になりました。

今般、令和3年の第11次地方分権一括法による地方自治法の改正により、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

このように、法人格を取得した自治会町内会を「認可地縁団体」といいます。

### Q 2. 認可地縁団体になることによる、メリットは何ですか。

①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

ただし、会の運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続きが定められているため、総会開催や役員改選などの手続きが厳格になります。また、規約の変更や代表者の変更などは、区長の認可が必要になります。

### Q 3. 認可地縁団体になると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市町村(横浜市の場合は区)は、自治会町内会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するととどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの自治会町内会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

### Q 4. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第260条の2第2項第3号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

### Q 5. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはでき

ません。(Q 7. の下線部分参照)

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

**Q 6. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。**

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば、認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。

**Q 7. 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。**

地方自治法質疑応答集によると、「各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく(中略)したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市町村ごとに個々具体的に行うべきものと思われる。」とあります。

横浜市では、加入率が約70%ということも踏まえ、区域の概ね4割以上を相当数と考えています。

**Q 8. 法人は構成員に含まれますか。**

次の理由により、法人は構成員となるできません。

- ・団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事務所等は本来意思表示ができないため。
- ・地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるため。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは可能です。

## 地方自治法（抜粋）

- 第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
    - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
    - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
    - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
    - 四 規約を定めていること。
  - 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
    - 一 目的
    - 二 名称
    - 三 区域
    - 四 主たる事務所の所在地
    - 五 構成員の資格に関する事項
    - 六 代表者に関する事項
    - 七 会議に関する事項
    - 八 資産に関する事項
  - 4 第 2 項第 2 号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
  - 5 市町村長は、地縁による団体が第 2 項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第 1 項の認可をしなければならない。
  - 6 第 1 項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
  - 7 第 1 項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
  - 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
  - 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
  - 10 市町村長は、第 1 項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
  - 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
  - 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする

る者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第 260 条の 13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第 260 条の 14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第 260 条の 15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報処理の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第 260 条の 19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、



代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 29 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第 260 条の 32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第 260 条の 33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第 260 条の 35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第 260 条の 36 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第 260 条の 37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第 260 条の 38 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第 5 項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第 1 項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定める

ところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の39 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の40 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

附則（平成26年5月30日法律第42号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第251条及び第2編第11章第2節第4款の款名の改正規定、第251条の3の次に一条を加える改正規定、第251条の4の改正規定、第2編第11章第3節第4款を同節第6款とする改正規定、第252条の14及び第252条の16の改正規定、第2編第11章第3節第3款を同節第4款とし、同款の次に一款を加える改正規定、第252条の7第3項及び第252条の7の2の改正規定、第2編第11章第3節第2款を同節第3款とする改正規定、第252条の2を第252条の2の2とする改正規定、第252条の6及び第252条の6の2の改正規定並びに第2編第11章第3節第1款を同節第2款とし、同款の前に1款を加える改正規定並びに附則第4条、第9条、第14条、第22条、第56条及び第70条（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項、第4条第2項及び第5条第6項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定（「第2節 中核市に関する特例 第3節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第252条の22第1項の改正規定、第2編第12章第3節を削る改正規定、第260条の38を第260条の40とする改正規定及び第260条の37の次に2条を加える改正規定並びに次条、附則第3条、第33条、第34条、第40条、第41条、第45条から第48

条まで、第 51 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 58 条、第 59 条、第 63 条、第 64 条、第 68 条、第 69 条及び第 71 条から第 75 条までの規定 平成 27 年 4 月 1 日

(施行時特例市の事務に関する法令の立案に当たっての配慮)

第二条 政府は、前条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市である市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。）が処理する事務に関する法令の立案に当たっては、同号に掲げる規定の施行の際施行時特例市が処理することとされている事務を都道府県が処理することとすることがないよう配慮しなければならない。

(中核市の指定の特例)

第三条 施行時特例市については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律による改正後の地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の規定にかかわらず、人口 20 万未満であっても、同項の中核市として指定することができる。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

# 横浜市認可地縁団体印鑑条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等の印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

## (登録者の資格等)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号への職務代行者
- (2) 法第260条の9の仮代表者
- (3) 法第260条の10の特別代理人
- (4) 法第260条の24の清算人

2 登録を受けることができる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

## (登録の申請)

第3条 認可地縁団体の代表者及び前条第1項各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)であって、印鑑の登録を受けようとするものは、自ら登録を受けようとする印鑑を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

## (登録申請の不受理)

第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないもの
- (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (5) 他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑又は他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

## (印鑑登録原票)

第5条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録者の資格
- (7) 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)の氏名
- (8) 印鑑登録者の生年月日
- (9) 印鑑登録者の住所
- (10) その他印鑑の登録に関し必要な事項

**(登録事項の修正)**

第6条 市長は、法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項に関し同条第11項の規定に基づく変更の届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当するときを除き、当該届出の記載に基づいて印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

**(登録廃止の申請等)**

第7条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、自ら登録されている印鑑(以下「登録印鑑」という。)を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、規則で定めるところにより、直ちに、自ら市長に届け出なければならない。

**(印鑑の登録の抹消)**

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を抹消する。この場合において、第1号又は第2号に該当する場合を除き、市長は、規則で定めるところにより当該印鑑登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づく印鑑の登録の廃止の申請を受理したとき。
- (2) 前条第2項の規定に基づく登録印鑑の亡失の届出を受理したとき。
- (3) 代表者等が変更したとき。
- (4) 認可地縁団体が解散したとき。
- (5) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名に変更を生じた場合で、市長が当該認可地縁団体の代表者等の登録印鑑を適当でないと認めたとき。
- (6) その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録原票を消除するものとする。

**(印鑑登録原票の再製)**

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録者にその旨を通知し、登録印鑑の

提示を求めて印鑑登録原票の再製をすることができる。

- (1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。
- (2) 印鑑登録原票が滅失し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が再製する必要があると認めたとき。

**(印鑑登録証明書の交付申請)**

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、自ら登録印鑑を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

**(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)**

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 抹消されるべき印鑑の登録に係る証明を求められたとき。
- (2) 印鑑登録証明書の交付に係る申請書に押印した登録印鑑の印影が不鮮明であるとき。
- (3) 第9条の規定に基づき登録印鑑の提示を求めたにもかかわらず、登録印鑑の提示がなされないとき。
- (4) 次条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。
- (5) 災害等により印鑑登録証明書の作成が困難であるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認めたとき。

**(印鑑登録証明書の交付)**

第12条 市長は、印鑑登録証明書の交付申請を受理したときは、規則で定めるところにより、印鑑登録原票の写し(第5条第1号、第2号、第5号、第9号及び第10号に規定する事項を除く。)に認証し、印鑑登録証明書として交付する。

**(代理人の申請)**

第13条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請を地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

**(登録申請者等の確認)**

第14条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等若しくは印鑑登録者又は代理人であること及び本人であることを確認しなければ、これを受理してはならない。

**(調査)**

第15条 市長は、印鑑の登録及び登録印鑑の証明の適正な実施を図るため、必要があると認めるときは、職員に關係人に対して質問をさせ、又は關係書類の提示を求めさせることができる。

**(閲覧の禁止)**

第 16 条 印鑑登録原票その他登録印鑑に関する書類は、閲覧することができない。

(横浜市行政手続条例の適用除外)

第 17 条 この条例の規定により市長がする処分については、横浜市行政手続条例(平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号)第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この条例は、横浜市行政手続条例(平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号)の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。